組織変更公告

当組合は、平成二十六年二月十八日開催の臨時総会において組合員の満場一致により協同組合北方ショッピングセンターを組織変更して、株式会社北方ショッピングセンターとすることにいたしました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年三月六日

佐賀県武雄市北方町大字志久一五六八番地

三　協同組合北方ショッピングセンター

代表理事　貴志　公彦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し五百五十万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十六年四月十日であり、株主総会の決議は、平成二十六年二月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年二月二十七日

掲載頁　一二二頁（号外第三十九号）

平成二十六年三月六日

熊本市中央区出水五丁目一五番八号

アールエステクノロジイ株式会社

代表取締役　平田　篤夫

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億八千六百七十六万三千七百円、資本準備金の額を一億八千六百七十六万三千七百円減少し、それぞれ二千万円、零円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年二月二十七日

掲載頁　一〇四頁（号外第三十九号）

平成二十六年三月六日

札幌市東区北四十九条東七丁目二番一〇号

ラッキー商事株式会社

代表取締役　氏家　潤

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年三月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年三月六日

長野市権堂町二二五五番地

長野映画興業株式会社

代表取締役　久保田　甫

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年三月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年三月六日

島根県益田市高津六丁目二八番二〇号

広栄建設株式会社

代表取締役　藤谷　明宏

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるソヌ・クマールが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年三月六日

東京都八王子市元八王子町三丁目二三七一番四号

ボダイジュ・ツアーズ・プライベート・リミテッド

日本における代表者　ソヌ・クマール

限定承認公告

本籍横浜市南区日枝町四丁目一〇一番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　舘　信正

右被相続人は平成二十五年十月一日から十日までに死亡し、その相続人は平成二十六年二月二十日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月六日

茨城県水戸市千波町一九一三番地一

限定承認者　黒沢冨美子

訂正公告

平成二十六年二月二十六日（号外第三十八号）掲載の新設分割公告、合併公告及び決算公告（枠組）中、株式会社アプリコットの本店が「東京都中野区本町一丁目一三番一八号」とあるは「東京都渋谷区神宮前三丁目三二番六号デュオ表参道二〇一号」の誤りにつき訂正いたします。

平成二十六年三月六日

東京都渋谷区神宮前三丁目三二番六号デュオ表参道二〇一号　株式会社アプリコット

代表取締役　荻原　弘子

東京都渋谷区神宮前三丁目三二番六号デュオ表参道二〇一号

株式会社テラ・ブレインズ

代表取締役　池野　賢一

正　誤

ページ	段	行	誤	正
三	下	終りから一二	又は第三条	若しくは第三条
四	〃	〃	平成二十五年十月二十九日（号外第二百三十三号）国土交通省告示第千五十五号（建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針の一部を改正する件）	平成二十五年十月九日（号外第二百二十号）公布国土交通省令第八十七号（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令）
五	〃	〃	（原稿誤り）	（原稿誤り）
二上	一三～一四	終りから一八	三ページ上段終りから八行目と七行目の間に次の一行を加える。 第二条を第二十八条とする。	三ページ上段終りから八行目と七行目の間に次の一行を加える。
三	〃	〃	第二条を第二十八条とする。	第二条を第二十八条とする。
四	〃	一四～一三	都道府県耐震改修促進計画	都道府県耐震改修促進計画
五	〃	一三	同第六号とする。	同第六号とし、同第八号を同第七号とする。
二上	一三～一四	終りから一八	すべき	すべき
三	〃	〃	「おいて」	「おいて」
四	〃	一四～一三	都道府県耐震改修促進計画	都道府県耐震改修促進計画
五	〃	一三	同第六号とする。	同第六号とし、同第八号を同第七号とする。

同日（同号外）国土交通省告示第千五十六号（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第五条第一項第一号等の規定に基づき国土交通大臣が定める要件）

（原稿誤り）

五上	終りから一八	及び	及び耐震診断に関し

同日（同号外）国土交通省告示第千五十七号（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第五条第一項第二号等の規定に基づき国土交通大臣が定める者を定める件）

（原稿誤り）

五ページ上段終りから一行目の「修了した者」の後に「（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第三条第一項、第三条の二第一項若しくは第三条の三第一項に規定する建築物又は同法第三条の二第三項（同法第三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく条例に規定する建築物について耐震診断を行わせる場合にあっては、それぞれ当該各条に規定する建築士に限る。）」を加える。

同日（同号外）国土交通省告示第千五十八号（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第十条第四号の規定に基づき登録資格者講習に用いる教材の内容として国土交通大臣が定める事項を定める件）

（原稿誤り）

五下	〃	終りから一一～一三	上覧	上欄
六上	〃			

同日（同号外）国土交通省告示第千六十二号（建築物の耐震改修の促進に関する法律第二十二条第二項及び第二十五条第二項の規定に基づき地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準）

（原稿誤り）

七上	一三	第百二十三号	第二十八号

七ページ上段一八行目から一九行目は次のとおりの誤り。

1　この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年十一月二十五日）から施行する。

2　この告示の施行前に行われた耐震診断は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第五条第一項各号のいずれかに掲げる者が行った耐震診断とみなす。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　三月六日付第四七号六四ページ

●同日付政府調達第四二号四〇ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部（配送料別）一三六円（本体一三〇円）